

# 栃木県いじめ防止基本方針【概要】

(策定：平成26年4月 改定：平成29年12月)

## 策定の目的

いじめは、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。栃木県では、児童生徒の尊厳を保持するため、国、市町村、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、県民総がかりで、いじめの問題の克服に向け、いじめの防止、早期発見、対処のための対策を総合的かつ効果的に推進できるよう、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、基本方針を定めるものである。

## 1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

いじめの問題を克服するため、県として、「いじめに対する認識」、「いじめ解決に向けた方向性」等の基本的な考え方を示し、県民、県内の子ども・保護者・大人・教師・行政関係者等に対して、理解と協力を求める。

### ■ いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを旨として行われなければならない。
- いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童生徒が十分に理解できるようにする。
- いじめの防止等の対策は、国、市町村、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### ■ いじめの防止等に関する基本的な考え方

- 学校の教育活動全体を通じて豊かな情操や道徳心、互いを尊重し合える態度などを育成する。
- 児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域住民、家庭と連携して児童生徒を見守る。
- いじめられた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して適切に指導するなど、組織的な対応をする。
- 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、いじめの問題について地域、家庭が組織的に連携した対策を推進する。
- 連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

## 2 いじめの防止等のために栃木県が実施する施策

県は、いじめの防止等のための様々な対策を総合的に推進する。また、県教育委員会は市町村教育委員会と連携協力し、私立学校の設置者は自らの権限と責任において、各学校（小、中、義務教育、高等、特支）が、積極的にいじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくりに向けて取り組めるよう学校を支援する。

### ■ 「栃木県いじめ問題対策連絡協議会」の設置

- いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「栃木県いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

### ■ 「栃木県いじめ問題対策委員会」の設置

- 基本方針に基づく県立学校におけるいじめの防止等の対策を実効的に行うため「栃木県いじめ問題対策委員会」を設置する。

### ■ いじめの防止等のための施策

- 必要な財政上の措置、人的体制の整備、通報・相談体制の整備、関係機関等との連携強化、家庭への支援、いじめの未然防止に向けた取組、インターネット上のいじめに対応する体制の整備などに努める。
- 学校の設置者として、いじめのない学校づくりに向け、道徳教育及び体験活動、相談体制等の充実に向けた支援、教職員の資質能力の向上、取組状況を評価するために必要な指導・助言等を行う。

### 3 いじめの防止等のために県立学校及び私立学校が実施する施策

県立学校、私立学校は、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「学校いじめ対策組織」を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の実情に応じた対策を推進する。

#### ■ 「学校いじめ防止基本方針」の策定

- 学校は、自校のいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定め、児童生徒、保護者、地域住民、関係機関等への周知する。
- 学校は、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を、学校評価等で評価するとともに、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

#### ■ 「学校いじめ対策組織」の設置

- 学校は、いじめの未然防止、いじめの早期発見・事案対処等に関する措置を実効的に行うための組織を置き、その組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。
- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために、児童生徒及びその保護者に、組織の存在及び活動を周知する。
- 組織を構成する教職員については学校の実情に応じて決定するとともに、可能な限り、外部の専門家を参画させ、実効性のある人選とするなど工夫する。

#### ■ 学校におけるいじめの防止等に関する措置

- 学校は、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に向けた取組を実践する。
- ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ちながら関わり、いじめの可能性を疑い、いじめを積極的に認知するとともに、定期的なアンケートや個人面談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- 教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合には、抱え込まず、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、組織的な対応につなげるとともに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、いじめの解決に向けて組織的に取り組む。

### 4 県立学校及び私立学校における重大事態への対処

県立学校及び私立学校において、以下のような重大事態が発生した際は、組織を設け調査を行うなど、当該重大事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

〔重大事態〕

- ①生命、身心又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

#### ■ 重大事態の発生と報告

- 重大事態が発生した場合、県立学校は県教育委員会を通じて、私立学校は私立学校主管部局を通じて、知事へ、事態発生について報告する。

#### ■ 重大事態の調査

- 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会等（私立学校においては当該学校の設置者である学校法人）に報告し、県教育委員会等は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。
- 県教育委員会等又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。
- 事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、学校と教育委員会等が事実に向き合うことで、当該事態の対処や同種の事態の発生防止を図る。

#### ■ 調査結果の提供及び報告

- いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ適時・適切な方法で情報提供する。
- 調査結果については、知事に報告する。

#### ■ 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置

- 知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、上記重大事態の調査の結果について調査（以下「再調査」という）を行う。
- 県立学校の場合、知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。私立学校の場合、知事は、私立学校法の規定等に定める権限に基づき、必要な措置を講ずる。

### 5 その他重要事項

#### ■ 基本方針の見直し

- 県は、当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、国の状況等を勘案して、県の基本方針の見直しを検討する。

#### ■ 「学校いじめ防止基本方針」等の策定状況の確認と公表

- 県は、市町における「地方いじめ防止基本方針」及び県立学校における「学校いじめ防止基本方針」について、それぞれ策定状況を確認し、公表する。